

文部科学省「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」  
（令和2年3月24日）より趣旨を抜粋、簡略化

### 3. 遠隔授業の活用について

（1）今後、学生の学修機会を確保するとともに、感染リスクを低減する観点から、いわゆる面接授業に代えて、遠隔授業を行うことが考えられる。

1) その際、大学設置基準第25条の規定に基づき授業を行う必要がある。

2) 自宅等にいる学生に対して行うことは可能であり、例えば以下の方法によることが考えられる。

①テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業

②オンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔授業

#### <①テレビ会議システムを用いた遠隔授業の例>

- ・テレビ会議システムを利用して講義をリアルタイム配信し、学生は教室以外の場所（自宅を含む。）において、PCや携帯電話からインターネットに接続し受講。
- ・テレビ会議システムによって、教員と学生が、互いに映像・音声等による質疑応答や意見交換を行う。

#### <②オンライン教材（MOOC等）を用いた遠隔授業の例>

- ・スライド資料や講義形式の動画等を教材として e-learning システム等を準備し、学生は教室以外の場所（自宅を含む。）において、PCや携帯電話からインターネットに接続し、随時又は期限が設定されている場合は当該期限内に受講。
- ・学生からの課題提出や質問の受付及び回答、学生間の意見交換等についても、インターネット等を通じて行う。
- ・質問の受付及び回答については、よくある質問とそれに対する答えについてあらかじめ提示しておき、それ以外の質問について担当教員又は指導補助者が回答するといった手法も考えられる。  
なお、聴講の前後において、授業担当教員による説明等の指導を行う必要があるが、こうした遠隔授業の一部として、MOOC等の教育コンテンツを活用することも考えられる。